

取扱説明書

《特記事項》

ご契約には、別途、トータルカーライフサービスのお申込みが必要となります。

以下、「トータルカーライフサービス 申込確認書」へご記入ご捺印いただき、写しを以下メールアドレスへお送りください。

トータルカーライフサービス 保証料月額:550 円

申込確認書送付先:p-support@at-parking.jp

トータルカーライフサービス 申込確認書

- ・本保証の有効期日、保証上限額について確認しました。
- ・本保証制度において補償の対象となるものは契約車両のタイヤ、窓ガラスであることを確認しました。
- ・本保証制度が適用される損害とは、当契約駐車場内に駐車中に第三者の悪意によってもたらされた損害であることを確認しました。
- ・補償されるタイヤ、または窓ガラス以外の本保証適用の為に生じるその他の費用（タイヤの交換工賃、タイヤ廃棄料、保証上限額を超えるタイヤ代金、車両移動費用、タイヤの応急措置など修理費用）については保証対象外（自己負担）であることを確認しました。
- ・本保証適用時、パンクしたタイヤを含み交換を行うタイヤは、保証サービス適用店舗に引き渡すことに同意します。
- ・本保証は期間中に1回限り適用することが出来、有効期間内であっても複数回の適用は出来ないことを確認しました。
- ・本保証の適用時、サービス取り扱い店舗一覧の確認をし、その他の店舗では保証のサービスが受けられないことを確認しました。
- ・本保証の対象となる損害に対し、第三者からの賠償を受けられる場合は本保証の適用は出来ないことを確認しました。
- ・保証書兼サービス依頼書、利用規定を受領しました。
- ・利用規定および本申込み確認書の内容につき同意しました。
- ・対象車両につき、以下の内容に誤りがないことを確認しました。
- ・携帯電話にショートメールにて弊社から様々な情報を送付されることを同意しました。
- ・車輛を入れ替えた場合には、速やかに車検証の提出を行うことに同意しました。
- ・家賃の滞納があった場合などは、事故が発生しても保証を受けることができない旨を確認しました。
- ・土日祝日の事故受付については翌営業日となる事を確認致しました。

上記、各項目を確認し、同意の上「トータルカーライフサービス」へ申込みます。

登録番号	車両所有者	駐車場名
	車両使用者	

令和 年 月 日

申込者住所

氏 名

印

株式会社渡辺住研 タイヤ・窓ガラス保証サービス 利用規定

タイヤ・窓ガラス保証サービス（以下、「本サービス」）では、株式会社渡辺住研（以下、「弊社」という）が保証提供者となります。弊社と駐車場契約書を取り交わした駐車場（以下、「当該駐車場」という）の賃借人（以下、「甲」という）が保証対象者となり、甲が駐車場契約書にて登録いただいた車両が、当該駐車場内にて駐車・運転している間に発生したタイヤパンク・窓ガラス破損に限り、新品タイヤ交換サービスならびにガラス修理・交換サービスを提供する弊社オリジナルの無償アフターサービス商品です。利用可能なサービスや利用可能期間は本規定にて、下記条項の通り定めます。詳しい利用条件などは本規定をご確認いただくか、弊社までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

第1条【本サービスのタイヤパンク時の新品タイヤ交換】

- （1）本サービスのタイヤパンク時の新品タイヤ交換として弊社は、第2条に定める本サービス提供期間に当該駐車場に駐車・運転中に、偶然な単独事故あるは第三者による人為的な損傷（以下、「事故」という。）により車両が次の各号の損害を被った場合に、甲に対して本サービスを提供します。

なお、本サービス提供期間を超えての利用、ご利用いただかなかった分の繰り越しご利用はいただけません。また、本規定で定める本サービスの終了事項に該当した場合、サービスの残存期間・回数に関わらずいかなる事由においても返金は致しかねます。また、駐車場契約書にて登録いただいた車両に対する商品ですので、他の車両へサービスのすべて、および一部の移行は致しかねます。

①タイヤパンク

タイヤパンクとは、車両に装着されている全てのタイヤを対象とし、タイヤパンクの損害が発生した場合のみ対象とします。（パンクに伴うタイヤ以外の損害（例えば、ホイールの損害）やレッカー代等の費用は対象となりません。）なお、タイヤパンクの損害が発生した際は、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含めて、4本を上限に、新品タイヤへの交換を実施いたします。上限新品タイヤ購入代金は車種により、下記の通りといたします。また、下記の上限新品タイヤ購入代金を超える新品タイヤ購入代金は、お客様のご負担となります。

・上限新品タイヤ購入代金・合計 50,000 円（消費税等込み）

②窓ガラス破損

窓ガラス破損とは、車両の全ての窓ガラスを対象とし、窓ガラス単独の損害が発生した場合のみ対象とし（車体と同時に被った損害は対象となりません。）、窓ガラスの修理交換を実施いたします。

・上限新品ガラス購入代金・合計 50,000 円（消費税等込み）

- （2）本サービスは、タイヤパンクおよび窓ガラス破損のみを対象とし、新品タイヤおよび新品窓ガラスへの交換工賃及び新品タイヤおよび新品窓ガラス購入代金以外の交換部品代金につきましては、甲負担となります。
- （3）本サービスの提供は、新品タイヤおよび新品窓ガラスの提供にて実施するものとし、甲に対する金銭の交付は行いません。
- （4）本サービスの提供における新品タイヤおよび窓ガラスのグレードは、損害が発生したタイヤおよび窓ガラスと同水準以下のグレードとします。
- （5）上記（4）にて規定するグレードとは、弊社の社内判断基準に拠るものとします。

第2条【本サービスの提供方法と期間】

- （1）甲は、第1条各号に掲げる損害が発生した場合以下の通りタイヤ・窓ガラス交換を求めることができます。但し、甲は、弊社に対して、当該損害の修理前に申し出なければなりません。
- ①弊社に対して、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含め4本を上限に、同グレードの新品タイヤへの交換を求めることができるものとします。
- ②弊社に対して、窓ガラス破損損害が発生した窓ガラスについて、同グレードの新品窓ガラスへの交換を求めることができるものとします。
- （2）甲が当該損害の修理・タイヤ交換（緊急タイヤを除く）後に弊社に対して新品タイヤ提供を申し出た場合、本サービスの提供はできないものとします。
- （3）本サービスの提供期間は、以下の通りとします。
- ①タイヤパンク時の新品タイヤ交換：当該駐車場賃借契約締結日又は駐車場の利用開始日より2年間
- ②窓ガラス破損損害が発生時の窓ガラス交換：当該駐車場賃借契約締結日又は駐車場の利用開始日より2年間
- ただし、甲が弊社との駐車場賃借契約を自動更新し、かつ、損害が発生していない場合は、本サービスの提供期間についても、自動更新するものとし、更新日より2年間追加されることとなります。
- （4）ただし、損害発生日から1ヶ月以内に、甲より弊社に対して申し出が無かった場合、本サービスを受けることができないものとします。

第3条【本サービスの提供回数】

本サービスの提供期間中で、タイヤパンク時の新品タイヤ交換、および、窓ガラス破損損害が発生時の窓ガラス交換について、いずれの事故であっても通算1回に限り、本サービスを受けることができるものとします。

第4条【新品タイヤ交換時のルール】

甲は、次の各号に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。

- （1）新品タイヤ交換、窓ガラス交換を行う場所は、弊社が指定するものとします。
- （2）甲が、新品タイヤ交換に用いるためのタイヤ、および、窓ガラス交換に用いるための窓ガラスを提供したときといえども、弊社は、当該タイヤ、窓ガラスの代金を甲に対して支払いません。

第5条【本サービスを提供しない場合】

- （1）次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。
- ①弊社に申し出が無く、新品タイヤ、新品窓ガラスへ交換された場合
- ②本サービス対象者以外の者からサービス提供の請求がなされた場合
- （2）直接である間接であるを問わず、次の事由によって生じた損害
- ①甲又は甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②地震もしくは噴火またはこれによる津波
- ③核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
- ④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の暴動
- ⑤差押さえ、没収など国または公権力の行使
- ⑥詐欺又は横領
- ⑦取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等）
- ⑧法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している間に生じた損害
- ⑨通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩減、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨減、錆び等）によって生じた車両の損傷
- （3）次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることができません。
- ①故障（偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な損傷をいいます。）
- ②盗難・破汚損等パンクを伴わずタイヤ（ホイール、チューブを含みます。）に生じた損傷。
- ③車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損傷

第6条【車両保険との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、車両保険を利用される場合は本サービスの提供は行いません。

第7条【第三者からの賠償との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償により補償される場合は本サービスの提供は行いません。

第8条【サービス利用規定の改定】

本利用規定は予告なくいつでも変更ができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の利用規定が適用されるものとします。

第9条【個人情報の使用目的及び第三者提供】

弊社は、本サービス引受けの判断及び本サービス履行の目的で、甲の個人情報を第三者へ提供することがあり、前記目的以外には当該個人情報を利用しません。

隣地境界

車止

隣地境界
(星保宅)

5.3m

出入口

公道

